

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 港振興業株式会社

業者の住所 : 大阪府大阪市西区九条南2-16-23

2 指名停止措置期間 : 令和2年6月12日～令和2年7月11日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲 : 大阪支社管内 (近畿)

4 事実概要

港振興業株式会社の元代表取締役は同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成26年7月1日から同27年6月30日までの事業年度について、内容虚偽の法人税確定申告書を提出し、平成27年7月1日から同28年6月30日までの事業年度について、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税を免れた。

これにより、令和元年11月27日に大阪地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役1年(執行猶予3年)、同社は罰金600万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～14 省略 (不正又は不誠実な行為)	省略
15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から1か月以上9か月以下
16 省略	以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)